

# 博士学位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

第 33 号

2012 年 3 月

京都産業大学

はしがき

本号は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規定による公表を目的とし、平成24年3月24日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第4条第1項によるもの（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第2項によるもの（いわゆる論文博士）である。



# 目 次

## 課程博士

1. 東 俊之 [博士 (マネジメント)] .....	1
2. 小林 仁美 [博士 (物理学)] .....	7

## 論文博士

1. 川北 靖之 [博士 (法律学)] .....	11
---------------------------	----



氏名（本籍）	東 俊之（京都府）
学位の種類	博士（マネジメント）
学位記番号	甲マ第6号
学位授与年月日	平成24年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	非営利組織における変革行動に関する研究
論文審査委員	主査 佐々木 利廣 教授 副査 井上 一郎 教授 ハ 柴 孝夫 教授 ハ 小島 廣光 教授（札幌学院大学）

## 論文内容の要旨

博士申請論文の内容を一言で要約すると、1960年代から現在まで膨大な研究蓄積のある非連続的組織変革論、変革型リーダーシップ論、制度派組織論、組織認識論、NPO論などの研究成果を援用しながら、非営利組織(NPO)が持続的成長発展のプロセスで自らのドメインを拡大しながら非連続的組織変革を遂げるメカニズムについて理論研究と事例分析をもとに検討していることである。とりわけ大規模な組織変革の前段階において蓄積していた組織能力が組織変革期にどのように影響しているのかを研究の中心にしている。

まず各章の内容について簡単に説明しておく。第1章は本論文の問題意識と視点を明確にしている。続いて第2章では組織変革論の系譜として、初期のアプローチから統合モデルの展開を経て断続均衡モデルに発展してきた学説史をまとめながら、過去の組織変革に対する非連続的アプローチには以下の二つの限界があることを指摘している。第一は変革リーダー個人の役割を過度に評価する強いリーダー待望論が多いという点、第二点は組織変革の具体的実行プロセスに焦点が置かれ、実行方法や実行のための how to 的議論が中心であったという点である。

こうした学説史上の課題を克服するために、第3章では変革型リーダーシップ論の先行研究を批判的に検討しながら、強いリーダーのリーダーシップ行動だけではなく、その組織を取り巻く環境の認識能力を重要視すべきであると提案している。組織変革

への期待=強い変革リーダー待望論という呪縛から脱皮するためには、組織を取り巻く制度的環境をどのように認識し、そのことがどのように組織変革につながっていくかを検討する必要があると指摘している。すなわち変革期以前の漸進的成长段階における組織能力の構築こそが非連續的組織変革を成功へと導くという試論である。1980年代から90年代にかけて変革型リーダーシップ論が盛んに議論されたが、リーダーシップというブラックボックスに組織変革の成功要因を求める風潮に対して警鐘を鳴らす意味でもこの指摘は興味深い。

続いて第4章の制度環境と組織変革の章では、Selznickに代表される旧制度派組織論、Meyer & RowanやDiMaggio & PowellやZuckerなどに代表される新制度派組織論、Greenwood & Hiningsらを中心としたネオ制度派組織論を検討している。そして3つの制度派組織論と組織変革の関係について検討している。旧制度派組織論と新制度派組織論の異同については、旧制度派組織論が個別組織を対象にしつつ規範的側面を中心に制度の形成を分析しているのに対して、新制度派組織論は、個別組織よりも組織フィールドと呼ばれるよりマクロなレベルの制度化の議論を中心にしており、もう一つは新制度派が制度の認知的側面に重点を置いている点に違いが見られる。その後、旧制度理論と新制度理論の両方の視点を併せもつGreenwood & Hiningsらのネオ制度派組織論が組織変革をどのように理論化しているかを検討している。第4章の制度派組織論の議論が後半の非営利組織の組織変革にどのように関わるかについても一言触れておくと、企業以上に制度的環境からの影響が強く、制度的ルールに従うことで組織としての正当性を確保することが不可欠な非営利組織の場合、慈善型NPOから事業型NPOへ転換するときには、制度的ルールに従いNPOに課された期待に応える事業をおこなうことが求められる。こうした点を含めて制度派組織論の視点によるNPOの組織変革やNPOの変革における制度的企業家の役割などが議論されることになる。

第5章の組織変革論における組織認識では、Daft&Weickの組織解釈システム論や加護野忠男の組織認識論の議論をもとに非連續的組織変革論でこれまで注視されてこなかった環境認識の問題を扱っている。結論は、認識と意思決定という過程を区分して検討が必要であること、組織として環境認識から変革の意思決定までを一連のプロセスとして検討が必要であること、そして非連續的変革の必要性の認識は、漸進的成长段階に蓄積すべき能力として捉えることができるのではないかという問題提起である。さらに組織の漸進的成长段階と非連續的変革段階ではトップマネジメントに求められる役割が異なるという視点を提示することで非連續的組織変革論のより深い展開が可能になるのではないかという仮説を提示している。この視点をもとに第6章においては非営利組織(NPO)における変革行動を中心に議論している。

第6章では、NPOの存在理由、範囲、組織構成、運営上の課題などに触れた後、慈善型NPOから事業型NPOへの変革要因としてマネジメント、リーダーシップ、組織間関係という要素を挙げている。いずれにしても事業型NPOへの移行には包括的・抜本的・意識的変革が必要であることを強調している。そして小島廣光や田尾雅夫の議論をもとに、NPOが社会的使命を持ち社会からの正当性の確保が要求される組織である

ことから、NPOとしての使命を残しつつ新たな事業展開を図ることが不可欠であることを指摘している。さらに経営資源の制約という条件のもとでNPOが新たな組織変革を行うためには、漸進的成长段階で蓄積された人的ネットワークを有効に活用しながら変革プロセスを進めることが必要であると主張する。この点が企業組織の変革とNPO組織の変革の違いである。

第7章では、事例分析として「NPO法人桐生地域情報ネットワーク(KAIN)」における20年余りの組織変革過程を公刊資料、内部資料、4回にわたる集中的なインタビュー調査などをもとに分析している。インタビュー対象者は、KAIN代表者の塩崎泰雄氏だけでなく事業運営の実質的責任者である理事小保方貴之氏や桐生ガスの越塚紀隆社長など広範囲に及ぶ。詳細な事例分析から、KAINはこれまでに二つの非連続的な組織変革過程を経ていることが明らかになった。一つは任意団体からNPO法人への変革、すなわちボランタリー組織から責任ある法人への転換である。もう一つは、事業型NPOから営利企業誕生に伴う変革、すなわち夢・ビジョン先行から採算の取れる事業への転換である。そしてこうした転換を可能にした要因が、「弱さ」を武器とした連携による智の集積・派生・発火という考え方である。これはKAIN自らが全てを成し遂げようとするスタンスではなく、自らの弱さを認め他者の協力を求めようとする姿勢が新たな協働の基礎になってきたし、活動を通じて団体間や個人間に信頼関係が生まれることで人的ネットワークが形成され、新たな活動が展開可能になってきたことを示している。KAINの歴史は組織間の自立・分散・協調型ネットワークによるプロジェクトの展開の歴史でもある。

しかし地域の社会的課題の解決をミッションにしているNPOにとって、資金獲得行動という側面がNPOのミッションと相容れないと一般市民が認識していることから、資金獲得に注入しすぎると制度的環境からの正当性を得られなくなる。こうした側面を考慮すると、NPOが存続発展するためには、組織を変革するだけではなく、新しい事業に伴う資金獲得の正当性を確保しながらも、NPOを取り巻く制度的ルールを変更することが必要である。こうした制度的環境の変革者として制度的企業家を再評価しようとしている。第8章では制度的企業家論からNPOの組織変革を議論している。

2000年代後半になって、制度的環境の変革主体としての制度的企業家(institutional entrepreneur)の役割が注目されている。制度的企業家という用語は、新制度の構築や制度の変革に対する責任があると考えられるアクターと考えられ、特定の制度的アレンジメントに関心を持ち、新しい制度の創造、または既存制度の変革のために様々な資源を利用するアクターの活動を制度的企業家精神と呼んでいる。また社会的課題解決をビジネスとして取り組む社会的企業の中核者としての社会的企業家にも注目が集まっている。この制度的企業家論から考えると、NPOという組織を変革するだけでなく、制度的環境そのものを変革することで、新たな事業展開に対して正当性を確保し、その活動を可能にすることがNPOの変革行動であるといえる。そしてこの組織変革と環境変革の両方の役割を担うのが制度的企業家ならびにその周辺アクターである。

第8章では、こうした視点をもとに、NPO法人桐生地域情報ネットワーク(KAIN)の

組織変革の過程を再検討している。前述したようにNPO法人桐生地域情報ネットワーク(KAIN)は、これまで2つの転換期を経験している。第一は任意団体からNPO法人への転換である。第二は事業型NPOから営利企業誕生に伴う変革である。第一の転換期であるNPO法人設立時における制度的環境変革については、「渡良瀬クラブ21(1984)」から「渡良瀬ネット(1985)」を経て任意団体「桐生広域インターネット協議会(1995年)」へと発展し、2001年にはNPO法人格を取得し「特定非営利活動法人 桐生地域情報ネットワーク」へと発展している。こうした変遷のなかで制度的環境からの期待(制度的プレッシャー)が責任ある法人への転換を求めるようになり、その結果NPO法人へと転換することになった。

制度的環境からの期待が変化したのは、桐生インターネット協議会の活動が広く認識されはじめ、実行するための組織としての期待がもたれるようになり、桐生インターネット協議会の活動に対して正当性が付与されていたからである。こうした制度的環境が制度的プレッシャーとして責任ある法人の誕生を促すことになった。ただこうした過程のなかで塩崎氏や中心メンバーが、制度的企業家としての役割を意識して行動しているわけではない。制度的環境を変革しようとする行動ではなく、あくまで、「愛するまち桐生を良くするための行動」が意図せざる結果として地域社会の他のアクターを巻き込み、認識が変化し、組織への信頼を生み出していったのではないかと分析している。

第二の転換期である営利法人設立時における制度的環境変革については、行政からの補助金依存体質から脱皮し財政的に安定した基盤形成のためには、株式会社として収益事業を行う部門を設立し、そこで得た利益をNPOに還元する仕組みを考える必要がある。具体的には、2004年有限会社プレス設立、2006年八丁ヤーン株式会社設立、2007年FMラジオ局「FM桐生」の開設などを行なっている。とくにFM桐生の場合は、地域活性化のためのコミュニティFM局への必要性が理解されるようになり、信頼できる社会的変革主体であるNPO法人KAINがその運営主体となることも当然視されるようになっていった。このようにコミュニティFM局という営利法人の運営をNPOが中心となり活動することに対して、正当性を付与されることになったのである。

第9章の結論と今後の課題では、まとめとして明らかになった発見事実と理論的含意を提示している。その後研究における限界と今後の課題について述べている。まずNPOのミッション・ベースト・マネジメントあるいはヒューマン・オーガニゼーションという特徴を前提に既存の組織変革論の研究蓄積を援用しながらNPOの変革行動に関して二つの点を提案している。第一は、NPOが収益事業を展開するときには、これまでのミッションの延長線上にある事業展開が求められるという点である。利益獲得を目的として様々な事業展開を図る企業とは異なり、NPOは社会貢献活動を通じて社会的課題を解決することがその目的でありミッション・ベースト・マネジメントという特徴をもつ。その意味では、組織変革のビジョンも設立時の既存ミッションに適合している必要があるという点である。

第二は、変革行動を行なうためには変革期以前の成長段階で組織能力を蓄積するこ

とが大切であるが、もともと NPO は経営資源の制約を受けていた。そこで変革期以前の段階で蓄積された人的ネットワークを有効に活用し変革プロセスを進めることが肝要であるという点である。最後に残された課題と今後の研究方向として、①単独ケースの限界の克服、②制度的企業家概念のより一層の理論化、③組織変革論の体系化の 3 つを挙げている。

## 論文審査結果の要旨

東俊之氏は、修士論文「非連続的組織変革と組織ライフサイクルに関する一考察：トップマネジメントのビジョン提示行動を中心に」によって 2004 年 3 月本学大学院マネジメント研究科博士前期課程を修了している。その後 2004 年 4 月に本学大学院マネジメント研究科博士後期課程に入学後、日本経営学会や日本マネジメント学会（旧日本経営教育学会）などの部会報告と全国大会報告を含む学会報告 7 回、学術論文 7 本（内査読論文 1 本）、を含む研究業績を積み重ね、博士前期課程から終始一貫して取り組んできた組織変革論とりわけ非連続的組織変革論の研究をまとめ、今回の博士申請論文「非営利組織における変革行動に関する研究」を提出している。博士申請論文は全体で 9 章で構成されている。

博士申請論文の内容に関して 2012 年 1 月 21 日午後 4 時 45 分から外部審査委員を含む 5 名の調査委員により東俊之氏への口頭試問が行われた。調査委員メンバーは、吉岡一郎大学院マネジメント研究科長、副査小島廣光教授（札幌学院大学教授・北海道大学名誉教授）、副査柴孝夫教授、副査井上一郎教授、主査佐々木利廣の 5 名である。口頭試問では、主に①NPO 本来の特性に関わる問題、②組織変革と組織能力の蓄積に関わる問題、③研究方法に関わる問題、の 3 点から多くの質問が出された。

①NPO 本来の特性に関わる問題に関しては、NPO のミッションやビジョンや戦略の階層性と変更可能性、既存ミッションの枠内と枠外での事業展開の区分、ミッションの連続性と NPO という組織の存続可能性などについて質問が行われた。

②組織変革と組織能力の蓄積に関わる問題に関しては、漸進的成長段階での組織能力蓄積の具体的内実が人的ネットワーク構築であることを確認したうえで、こうした関係構築を個人と個人の関係構築プロセス、個人と組織の関係構築プロセス、組織と組織との関係構築プロセスに分けて分析することの可能性や制度的企業家による制度環境の変革過程などについて質問が行われた。

③研究方法に関わる問題については、NPO 法人桐生地域情報ネットワーク（KAIN）というケースによる包括的説明力の有無、塩崎氏のリーダーシップによる説明の陥穰などについての質問が出された。

こうした多くの質問に対して東俊之氏は的確な回答を行ったことから、調査委員は東氏がマネジメント分野に関する包括的な知識と組織論や NPO 論についての十分な学識を有していると判断するに至った。なお副査小島廣光教授からは、学位申請論文が

組織変革に関する既存の研究をレビューし問題点を明らかにするとともに、NPO の組織変革に関して 2 つの仮説命題を提示した後に桐生地域情報ネットワークの事例を記述し・分析し、これら 2 つの仮説命題の検証を試みている。そして新たな発見事実を「制度的企業家」の概念を援用することにより解釈し、最後に今後の課題を示している。東氏の論文は非常に手堅い研究方法を採用し、組織変革という時間軸で変化する複雑な現象に関して、極めて興味深いいくつかの発見事実の導出に成功し、博士論文のレベルに十分達しているという評価を頂いている。

また 2 月 15 日(水)午後 4 時からの公聴会においても、東氏は博士申請論文の内容を丁寧に紹介しながら非営利組織がどのようなプロセスを経て変革していくのか、その変革プロセスのなかで制度的企業家と言われる個人やグループがどのような役割機能を果たしているのかについていくつかの興味ある発見事実を提示した。

1 月 21 日の口頭試問、2 月 15 日の公聴会をもとに調査委員会は、東俊之氏の申請論文は博士(マネジメント)に十分値するものであるという結論に至った。

氏名（本籍）	小林 仁美（大阪府）
学位の種類	博士（物理学）
学位記番号	甲理第13号
学位授与年月日	平成24年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	Study on Volatiles in Comets as Probes to the Early Solar System
論文審査委員	主査 河北 秀世 教授 副査 原 哲也 教授 " 鈴木 信三 教授 " 渡部 潤一 教授（国立天文台）

## 論文内容の要旨

本申請論文は、学術専門誌 *Astrophysical Journal Letter* の第 668 号に掲載された”Organic Volatiles in Comet 73P-B/Schwassmann-Wachmann 3 Observed during Its Outburst: A Clue to the Formation Region of the Jupiter-Family Comets,” 学術専門誌 *Astrophysical Journal* の第 703 号に掲載された”Formation Conditions of Icy Materials in Comet C/2004 Q2 (Machholz). I. Mixing Ratios of Organic Volatiles”、そして学術専門誌 *Astronomy and Astrophysics* の第 509 号に掲載された “High-dispersion infrared spectroscopic observations of comet 8P/Tuttle with VLT/CRIRES” で取り扱った内容を中心に据え、研究のバックグラウンドとなつた彗星および太陽系形成に関する物理、前述の研究報告にて報告した以外の観測結果を含した議論を追加した、総合報告となっている。以下に、論文内容の要旨を述べる。

第1章では、本論文の動機付けと本研究推進の流れが簡潔に述べられている。また、彗星の各部（核、コマ、尾）について解説している。観測対象となっている彗星は46億年前の太陽系誕生時に形成された直径キロメートル・サイズの「微惑星」の残存物であり、主に氷と塵からなる小天体である。誕生後ほとんどの時間を太陽から遠方で過ごしており、太陽による加熱の影響をほとんど受けていない。そのため、太陽系形成初期の物理化学的進化を探るうえで重要な天体と考えられる。

第2章は、彗星の軌道について解説し、その特徴と関連する彗星供給源について述べ、太陽系の力学的構造について基本的事項を詳しく紹介している。更に太陽系形成シナリオについて最新のニース (Nice) モデルに基づいて解説し、その中で彗星が持つ重要性について述べている。彗星は、軌道要素に基づいて複数の力学的グループに分類できる。本申請論文では「木星族」、「オールト雲起源」、「ハレー・タイプ」といった異なる力学的グループに属する彗星について彗星氷の組成比を観測的に明らかにし、それらの力学的供給源との関連を含め、原始太陽系円盤中の力学的・物理化学的進化について議論している。

第3章は、彗星核に含まれる氷の成分である  $H_2O$  および様々な有機分子が、どのようにして星間空間や原始太陽系円盤中で形成されたのかについて、星間化学の立場から詳細に解説している。化学反応は反応場の温度によってコントロールされるため、化学反応生成物である彗星氷の成分比を手がかりとして、太陽系始原物質の形成環境を探ることが可能となる。従来は可視光領域や電波領域において彗星揮発性物質の観測的研究が進んでいたが、可視光領域の観測では「親分子」（彗星氷中に取り込まれていた分子）が観測できず、また電波領域では親分子の観測は可能であるが対称性が高い  $CH_4$  や  $C_2H_6$  などの有機分子が観測不可能という欠点があった。しかし、近年の近赤外線波長域における高分散分光器の発達に伴って、こうした分子の観測が可能となつており、申請者は近赤外領域で検出可能な分子の組成比に着目して研究を行っている。

第4章では、木星族彗星である 73P/Schwassmann-Wachmann 3 彗星を Subaru 望遠鏡と近赤外線高分散分光器 IRCS を用いて行った観測についてまとめている。この彗星は観測時には複数の彗星核に分裂していることが分かっており、その観測から、元となっていた彗星核が化学組成的に均質な構造であったのか？という本質的に重要な問い合わせに対する答えを与える重要なサンプルであった。観測では、 $H_2O$ 、 $HCN$ 、 $CH_4$ 、 $C_2H_2$ 、 $C_2H_6$  についてガス生成率について報告している。

第5章では、オールト雲起源と考えられる C/2004 Q2 (Machholz) 彗星を Keck 望遠鏡と近赤外線分光器 NIRSPEC を用いて行った観測についてまとめている。多くの分子種 ( $H_2O$ 、 $HCN$ 、 $CH_4$ 、 $C_2H_2$ 、 $C_2H_6$ 、 $CH_3OH$ 、 $H_2CO$ 、 $NH_3$ ) が検出できており、それらのガス生成率を報告している。

第6章では、ハレー・タイプ彗星である 8P/Tuttle 彗星を VLT 望遠鏡と近赤外線高分散分光器 CRIRES を用いて行った観測についてまとめている。観測では、 $H_2O$ 、 $HCN$ 、 $CH_4$ 、 $C_2H_2$ 、 $C_2H_6$ 、 $CH_3OH$  についてガス生成率を得ている。

第7章では、第4章から第6章までに報告された観測結果、および申請者が行ってきた他の彗星の観測結果、ならびに他の研究グループが行ってきた観測結果なども交えて、総合的な議論を行っている。まず、申請者が本申請論文中で報告している3つの彗星のそれについて、化学組成比に見られる特徴を整理している。特に、73P/Schwassmann-Wachmann 3 彗星が化学組成比の観点から他の彗星にくらべて極めて特異な彗星であること、そして、この彗星の元となった単一核は均質な化学組成比を持っていたことを明らかにしている。また 8P/Tuttle 彗星については、レーダー観測によ

る彗星核の形状についての観測結果も交え、化学的に組成比の異なる二つの微惑星が合体集積したものである可能性について述べている。最後に、申請者によるこれまでの全ての観測結果と、他の研究グループによる観測結果を俯瞰し、彗星核に含まれる氷の組成比について星間化学の立場から起源を議論している。特に星間塵表面で起くる水素原子付加反応に注目し、 $C_2H_6$  が  $C_2H_2$  から作られる効率を求めている。その結果に基づき、原始太陽系円盤内で異なる領域で形成されたと考えられる彗星核は、非常に似通った形成環境を持つ分子を含んでいることを明らかにしている。こうした研究結果を踏まえ、彗星に含まれている分子の形成は分子雲段階が主であったが、その後、彗星核へ取り込まれる過程において組成比の異なる微惑星が形成され、それらが合体・集積して現在の彗星核が形成されるというシナリオを提案している。

最後に第8章を本申請論文の内容についてのまとめに当て、結論としている。

## 論文審査結果の要旨

彗星を手がかりとした太陽系形成初期についての研究は、既に50年ほどの歴史を持つが、近赤外線領域での高分散分光観測が可能になるに至って、近年、急速に進展が見られる研究分野である。従来の可視光線や電波領域での観測からは明らかにすることが難しかった種々の有機分子の観測は、星間化学との関連を議論するうえで非常に重要であり、世界では大きく二つのグループが競い合っている状況である。申請者は、こうした研究の発展期において、いくつかの彗星の観測で重要な役割を果たしており、その研究結果は本申請論文の元となった3本の主著論文以外に、査読付学術論文誌における複数の主著・共著論文として結実している（主著論文1本、共著論文9本）。

本申請論文においては、申請者が中心的役割を果たした観測成果について紹介しており、異なる力学的グループに属する彗星の観測結果を比較し、太陽系形成初期段階での力学的進化について探るとともに、過去の様々な観測と合わせた総合的な議論を通じて、太陽系始原物質の起源について星間化学との関連を明らかにしている。特に、本申請論文中で扱われている 73P/Schwassmann-Wachmann 3 彗星については、過去に近赤外高分散分光観測が実施された彗星の中でも極めて特異な化学組成比を持つことが明らかにされており、非常に重要な研究成果である。また、同彗星が分裂彗星であったことから、化学組成比の均質性という観点から彗星核の構造について重要な結果を与えており、更に本申請論文では、近年の観測結果を総合的に取りまとめ、その結果から塵表面反応による分子生成に着目して分子形成環境を議論している。こうした観点での議論はこれまでに十分行われてきておらず、申請者のオリジナリティが高い研究成果である。最後に、観測から得られた様々な化学組成比に関する彗星の特徴から、原始太陽系円盤における彗星核形成シナリオを提案し、いくつかの特殊な化学組成比を持つ彗星、分裂などの特殊な振る舞いを見せた彗星の起源について論じている。ま

た、予備審査の段階で指摘した不明瞭な点、疑問点等についても本申請論文において十分に議論・検討がなされ、改善されている。

以上、本申請論文の内容は当該研究分野において先駆的役割を果たしたものであり、優れた研究成果である。

### 最終試験の結果

平成24年2月4日（土）、本調査委員会の委員全員が出席の下、学位申請論文の審査および口述試験を実施した。学位申請者小林仁美は、出席した委員に研究の背景、目的、および結果について詳しく解説し、各委員の質問に対して的確に回答した。これらの結果から総合的に判断して、本調査委員会は、小林仁美は最終試験に合格したものと判定する。

氏名（本籍）	川北 靖之（三重県）
学位の種類	博士（法律学）
学位記番号	乙法第7号
学位授与年月日	平成24年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
論文題目	日唐律令法の基礎的研究
論文審査委員	主査所 功 教授 副査 耳野 健二 教授 〃 岩本 誠吾 教授

## 論文内容の要旨

川北靖之氏の学位請求論文は、『日唐律令法の基礎的研究』（B5判約500頁、未刊）と題する。その内容は、既発表の論文・逸文拾遺・史料注解など二十七篇に新稿の研究史を加えて、全四章と補論から構成されている。その目次と初出一覧は次の通りである。

### （一）論文の目次と初出一覧

#### 目 次

序 章 律令法基礎研究の歴史と問題点

第一章 律令法の研究史

第一節 中国律令の研究史

第二節 日本律令の研究史

（付）律令関係研究文献目録

第二章 日本律令の成立史論

第一節 近江令の存否について

第二節 『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条について

第三節 大宝律令成立記事の再検討

第四節 養老律令の成立年次について（上）（下）

第五節 神龜五年七月廿一日格について

第六節 奈良時代初頭における郡司の地位

### 第三章 日唐律比較と逸文の研究

- 第一節 日唐律比較研究序説
- 第二節 律学博士の設置について
- 第三節 賊盜律謀殺主条について
- 第四節 律逸文考・律逸補遺・律条拾遺・律逸補葺・律条拾助
- 第五節 律本文篇 上巻 名例律 (訳註日本律令二)  
(付) 『律逸』の著者をめぐって

### 第四章 大宝・養老令の研究

- 第一節 大祀について
- 第二節 日唐律令における君主の称号について
- 第三節 律令法における即位礼と大嘗祭・律令における「神璽」の一考察
- 第四節 令釈と大宝田令公田条の復原
- 第五節 大宝田令六年一班条の復原について・(同) めぐつて
- 第六節 諸司考文の送付方法について
- 第七節 令集解所引漢籍備考 (釈名・文字集略・鄒子)
- 第八節 告朔をめぐつて  
(付) 敦煌発見神龍散頒刑部格と令集解

### 補 論 遣唐使の研究

- 第一節 遣唐使に関する一考察
- 第二節 遣唐使と神祇祭祀
- 第三節 遣唐執節使 粟田真人について

### 結 論 本書の研究成果と今後の課題

#### 初出一覧

#### 序 章 律令法基礎研究の歴史と問題点 (新稿)

#### 第一章 律令法の研究史

- 第一節 中国律令の研究史 (新稿)
- 第二節 日本律令の研究史 (新稿)  
(付) 律令関係研究文献目録 (『藝林』二二一二、昭和四六年二月)

#### 第二章 日本律令の成立史論

- 第一節 近江令の存否について (別冊歴史研究・神社シリーズ『近江神宮一天智天皇と大津京一、平成三年四月)
- 第二節 『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条について (皇學館大学史料編纂所報『史料』一〇三、平成元年十月)
- 第三節 大宝律令成立記事の再検討 (『京都産業大学論集』一七一三社会科学系列八、昭和六三年三月)
- 第四節 養老律令の成立年次について (上) (下) (『皇學館論叢』一一一二・三、昭和五三年四月・六月)

- 第五節 神亀五年七月廿一日格について（皇學館大学史料編纂所報『史料』四二、昭和五六年一一月）
- 第六節 奈良時代初頭における郡司の地位（皇學館大学史料編纂所報『史料』五六、昭和五八年一月）
- 第三章 日唐律比較と逸文の研究
- 第一節 日唐律比較研究序説（瀧川政次郎博士米寿記念論文集『律令制の諸問題』、昭和五九年五月）
- 第二節 律学博士の設置について（『産大法学』一五一四、昭和五七年三月）
- 第三節 賊盜律謀殺主条について（『皇學館論叢』九一三、昭和五一年六月）
- 第四節 律逸文考（『皇學館論叢』四一六、昭和四六年一二月）  
律逸補遺（『皇學館論叢』五一二、昭和四七年四月）  
律条拾遺（『國學院大学日本文化研究所紀要』三二、昭和四八年九月）  
律逸補葺（『國學院大学大学院法学研究科法学論叢』一、昭和五〇年三月）  
律条拾助（『國學院大学日本文化研究所紀要』三八、昭和五一年九月）
- 第五節 律本文篇 上巻 名例律（『訳註日本律令二律本文篇上巻』、昭和五〇年三月）  
(付) 『律逸』の著者をめぐって（皇學館大学史料編纂所報『史料』三一、昭和五五年一二月）
- 第四章 大宝・養老令の研究
- 第一節 大祀について（『産大法学』二四一三・四、平成三年一月）
- 第二節 日唐律令における君主の地位（瀧川政次郎先生米寿記念論文集『神道史論叢』、昭和五九年五月）
- 第三節 律令法における即位礼と大嘗祭（『続 大嘗祭の研究』、平成元年六月）  
律令における「神璽」の一考察（『京都産業大学日本文化研究所紀要』創刊号）
- 第四節 令积と大宝田令公田条の復原（皇學館大学史料編纂所報『史料』六、昭和五三年一一月）
- 第五節 大宝田令六年一班条の復原について（皇學館大学史料編纂所報『史料』一六、昭和五四年九月）  
大宝田令六年一班条をめぐって（『創設十周年記念皇學館大学史料編纂所論集』平成元年三月）
- 第六節 諸司考文の送付方法について（皇學館大学史料編纂所報『史料』八一、昭和六一年二月）
- 第七節 令集解所引漢籍備考（积名・文字集略・鄒子）（関西大学東西学術研究所研究叢刊一四『令集解所引漢籍備考』、平成一二年三月）  
(付) 敦煌発見神龍散頒刑部格と令集解（『産大法学』一六一四、昭和五八年三月）
- 補 論 遣唐使の研究

- 第一節 遣唐使に関する一考察（『産大法学』三〇一三・四、平成九年二月）  
第二節 遣唐使と神祇祭祀（『京都産業大学日本文化研究所紀要』二、平成九年三月）  
第三節 遣唐執節使 粟田真人について（『藝林』四三一三、平成六年八月）  
結論 本書の研究成果と今後の課題（新稿）

## （二）論文の概要とその特色

第一章では、律令法の研究史が的確に概説されている。第一節は、中国律令の研究史である。ただし、中国律令全般についての叙述は容易ではないから、律令法典の成立に関する研究の中で、重要と思われる点に限っている。中国では、律法典の成立が令法典の成立より早いことが特徴的であり、それに対して、日本における律令法典の成立は令法典が先であることが指摘されている。

中国における律法典の成立には、諸説がある。「唐律疏議」は唐代を代表する法律書で、魏晋南北朝以来の律を集大成してそれに注釈を付した内容を持つ。その各編の冒頭に編目疏議があり、各編の由緒來歴が簡潔に述べられている。刑法總則ともいるべき「名例律」の編目疏議には、魏の文侯が李悝を師として諸国の刑典を集め「法經六篇」を造ったことが記されている。それについては、今日まで強力な否定説もあるが、川北氏は、唐名例律の編目疏議の記述を信用してよいと考え、中国における律法典の編纂は李悝の法經が画期をなすと結論している。

第二節は、日本律令の研究史である。日本で最初の成文法典は、「十七条憲法」について編纂された「近江令」とみるのが、川北氏の見解である。わが国は白村江の戦いで敗れた後、国家体制の再構築を目指して近江に遷都した。そこで、それまで継受しつつあった隋唐の律令法を本格的に作成しようとして、まず先に出来たものが「近江令」である。この令についても、かつては否定説が強かったけれども、今日では、令の制定に関する木簡（たとえば滋賀県湯ノ部遺跡出土「牒」木簡は蔭位制の実施を裏付ける史料である。最近「西河原遺跡出土木簡」として重要文化財に指定されている。）等の発見があり、その存在を認める説が有力である。その後の「飛鳥淨御原律令」「大宝律令」「養老律令」についても、その研究史を概説し、末尾には律令関係研究文献目録を附している。

第二章は、日本律令の成立史論である。第一節では、「近江令」の存否に関する説を紹介しつつ、その存在を主張し、第二節では、『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条が、「飛鳥淨御原律」の存否を考える場合に大きな意味があることを論じている。第三節では、「大宝律令」成立記事の再検討を行い、従来から知られている史料を再検討し、その成立の意義を論じている。第四節では、「養老律令」の成立年次について、従来は、その編纂が養老四、五年頃まで下るとみられてきたが、川北氏は養老二年成立説を主張している。第五節では、神亀五年七月廿一日格について、同格の一部が唐格の影響下に成立したとの説を提出し、併せて養老二年に法典が将来されたことについて考察している。第六節では、神亀五年三月廿八日勅を中心に考察して、同時

代における郡司の地位の低下について論じている。

第三章は、日唐律比較や逸文の研究、とりわけ律研究の基礎作業である、律逸文を蒐集する作業が日中双方の先学により続けられてきたが、本章は、川北氏が行った日唐律の比較研究や逸文蒐集の成果を述べている。第一節では、まず杜預『律令注解』が中国法典編纂史上で画期的意味をもつこと、ついで唐代法典編纂史上重要な位置を占める「永徽律」「永徽律疏」の編纂などにつき論じている。第二節では、中国における「律学博士」設置について論じ、併せて日本における『令義解』の編纂・施行についても考察している。第三節では、日唐「賊盜律」全条の比較対照作業によって明らかとなった諸問題の中から、謀殺主条を中心に考察を加えている。第四節は、「律逸文考」「律逸補遺」「律逸拾遺」「律逸補葺」「律条拾助」と題して、先学の成果をふまえながら、群籍に目を通して行われた律逸文の蒐集成果である。第五節の律本文篇上巻「名例律」（『訳註日本律令』二）は、唐律と日本律を上下に配置し、比較の便宜を提供したものである。（付）では『律逸』の著者を新たに藤守中とみる説を提示している。

第四章には、「大宝・養老令」の個別研究が収められている。第一節では、「大祀」について、第二節では、日唐律令における「君主」の称号について考察している。第三節では、律令法における「即位礼」と「大嘗祭」および律令における「神璽」について考察している。第四節では、「令釈」と「大宝田令」公田条の復原私案を提示し、第五節では「大宝田令」六年一班条について考察している。第六節では「諸司考文」の送付方法について、大宝元年当時より式部省に考文が送付されるのは、大輔以下に限られることを主張している。第七節の「令集解所引漢籍備考」は、日本古代法の宝庫である『令集解』に引用されている漢籍のうち「釈名」「文字集略」「鄒子」三部に関する基礎的研究である。第八節では、日本上代の重要な儀式のひとつである「告朔」について、日唐両制度を比較し、その意味を考察している。（付）の「敦煌発見神龍散頒刑部格と令集解」では、敦煌と日本という三千数百キロ離れた所に存在した唐代法制文献（日本のものは引用文献）を比較して、唐代法の変容の一端を明らかにし、併せて継受法である日本律令の態様について考察している。

最後の補論は、遣唐使の研究である。第一節では、律令法が如何にして日本に受容されたのかという観点を中心として、遣唐使（遣隋使も含む）派遣の意義やその法制的側面について考察している。第二節では、律令法の継受に大きな働きをなしたと考えられる遣唐使の意義と概要について略述した後、その発遣にあたって行われた神仏への祈願を、制度史的観点から検討している。第三節では、遣唐執節使を務めた栗田真人が、日唐の媾和を象徴する大宝初年の遣唐使として中心的役割を果たした事績を明らかにしている。

## 論文審査結果の要旨

以上のとおり、本論文は、申請者川北靖之氏が学部・大学院以来四十余年にわたり取り組んできた日唐律令法に関する基本的な研究成果を集成再編したものである。

川北氏の主要な関心は、中国で成立した律令法が、どのように日本に継受され、古代日本国家形成にいかなる影響を与えたかにある。

同氏の研究は、日唐双方の関係史料と先行論著を丹念に博搜する地味な作業をしたうえで、慎重に熟慮して確実な結論を導き出す手堅い実証方法が一貫している。

本論文の多くは、初出の段階から『史学雑誌』の「回顧と展望」や『法律時報』などに採り上げられ、ほとんど肯定的に評価されている。

とりわけ第三章の大半を占める日本（養老）「名例律」の逸文蒐集は、日唐両律に対する深い見識を備えた上で、律文を引用している可能性のある多様な典籍を精読することにより、確かな逸文を探し出して唐律と比較考証することに成功している。その功績は、既に専門家によって高く評価されている。

また、個別の考証論文は、「養老律令」の成立年次推定、日唐「賊盜律」の比較検討、「大宝田令」六年一班条の復元、「諸司考文」の送付方法など、いずれも今日の律令制度史研究者に広く受け入れられている。

さらに、補論の遣唐使に関する研究は、従来見過ごされてきた神仏への祈願に注目し、また大宝の遣唐執節使栗田真人が果たした役割を強調していることも、今後さらに議論を深める問題提起といえよう。

ただ、あえて指摘すれば、長年にわたる基礎的な研究の集大成とはいえ、いわば寄せ集めの感がある。これを出版する際には、律令法典の成立史論と逸文集成を中心とする部分と、律令条文の個別考証と制度解明を中心とする部分とに区別して、とくに後者はテーマを絞りこみ体系的に論証を仕上げる必要があると思われる。もちろん、これは、長らく基礎的な研究を積み上げてきた川北氏であれば、必ずや実現できるにちがいない。

従って、われわれ審査委員三名は、本論文の筆者である川北靖之氏が、博士（法律学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと、一致して判定する。